

(帆 船)

第十二条 二隻の帆船が互いに接近し、衝突するおそれがある場合における帆船の航法は、次の各号に定めるところによる。ただし、[第九条](#)第三項、[第十条](#)第七項又は[第十八条](#)第二項若しくは第三項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

- 一 二隻の帆船の風を受けるげんが異なる場合は、左げんに風を受ける帆船は、右げんに風を受ける帆船の進路を避けなければならない。
  - 二 二隻の帆船の風を受けるげんが同じである場合は、風上の帆船は、風下の帆船の進路を避けなければならない。
  - 三 左げんに風を受ける帆船は、風上に他の帆船を見る場合において、当該他の帆船の風を受けるげんが左げんであるか右げんであるかを確かめることができないときは、当該他の帆船の進路を避けなければならない。
- 2 前項第二号及び第三号の規定の適用については、風上は、メインスル(横帆船にあっては、最大の縦帆)の張っている側の反対側とする。

